

サテライト事業所の設置に係る取扱指針

令和7年4月1日制定

令和8年6月1日一部改正

1 目的

この指針は、指定介護保険サービス事業所におけるサテライト事業所の指定申請及び届出の受理に係る取扱方針を定めるものとする。

2 定義

この指針において、サテライト事業所とは、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第2-1（以下「基準通知」という。）に定める「地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を指すものとする。

3 対象事業所

この指針によるサテライト事業所の設置対象となる事業所の種類は、介護保険法で規定される指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者のうち、以下のとおりとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問看護（介護予防を含む。）
- (3) 訪問リハビリテーション（介護予防を含む。）
- (4) 通所介護
- (5) 第1号訪問事業
- (6) 第1号通所事業

4 設置の要件

介護保険法による事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、サテライト事業所の設置に当たっては、基準通知に定める要件のほか、以下の要件を満たす場合に設置を認めるものとする。

- (1) サテライト事業所を設置する本体事業所は、川口市の指定を受けた介護保険事業所であること。
- (2) サテライト事業所の位置は、川口市内に限るものとし、本体事業所から10キロメートルの範囲内で、自動車の利用により30分以内に到達することが可能であること。
- (3) サテライト事業所の数は、1の本体事業所に対し、1か所とする。
- (4) サテライト事業所及び、サテライト事業所を拠点としたサービス提供に際し、必

要がある場合は本体事業所から、直ちに支援等を行うことが可能な体制を整えていること。

- (5) サテライト事業所は、「川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月26日条例第79号）」、「川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年12月26日条例第84号）」に規定されるそれぞれのサービスに係る設備等の基準に準じ、「サービス提供体制等の面的な整備、効率的な事業実施」のために必要な設備を備えたものであること。
- (6) サテライト事業所を拠点として行った勤務及びサービスの提供の内容等について、遅滞なく本体事業所で把握する体制が整備されていること。
- (7) 利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の書類の管理及び保管は本体事業所で行うこと。これらの書類の写しをサテライト事業所に保管する場合は、本体事業所と同等の、施錠できる書庫等を備えること。
- (8) 管理者が、定期的にサテライト事業所の状況を自ら確認、従業員の指導等を行う体制が整備されていること。
- (9) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

5 指定申請又は変更届出書を提出の際の添付書類

サテライト事業所の設置を含む指定申請を行う場合又はサテライト事業所を設置するための変更届出書を提出する場合は、介護保険法に規定する書類のほか、以下の書類を添付すること。

- (1) サテライト事業所の位置を示した地図等
- (2) サテライト事業所と本体事業所の位置関係及び両者の距離等を示した地図等
- (3) サテライト事業所の平面図
- (4) サテライト事業所の写真（撮影した方向を平面図に記入すること。利用者との契約、介護サービスに係る計画、サービス提供記録等の保管をサテライト事業所で行う場合は、本体事業所と同等の、施錠できる書庫を撮影すること。）
- (5) サテライト事業所の勤務を明示した勤務体制一覧表
- (6) サテライト事業所の位置が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所の設置を必要とする理由（通常の事業所を設置することが困難な理由）を記載した書面
- (8) サテライト事業所に係る介護報酬算定のための届出書及び体制等状況一覧表
- (9) その他、川口市が必要と判断した書類

6 指定申請又は届出の窓口

サテライト事業所に係る指定申請又は届出の窓口は、福祉部介護保険課とする。

7 その他

- (1) 既存の指定介護保険サービス事業所をサテライト事業所に転換する旨の申請及び届出は認めないものとする（当該事業所を廃止のうえ、新たにサテライト事業所として届出を行う場合を含む。）。
- (2) 合理化、管理者をはじめとする人員の削減等を目的とすると認められるサテライト事業所の設置は認めないものとする。
- (3) サテライト事業所の設置を希望する事業者に対しては、事前相談を求めることを原則とし、特に本体事業所の一体的な管理のための体制及びその実行のための内容について十分に確認を行うものとする。
- (4) 複数の指定介護サービス事業所が一体的に運営されている場合の人員基準の緩和について、サテライト事業所には適用しないものとする。
- (5) サテライト事業所の設置に係る取扱指針（令和7年4月1日制定）の制定以前にあるサテライト事業所については、4（2）は適用しない。また、5の届出がされていたものとみなす。